

愛媛県人権施策推進基本方針（第三次改訂版）の構成

基本理念：人権という普遍的な文化の創造

基本方針の目指すもの：

子どもから高齢者まで県民一人ひとりが生活に生きがいを感じ、安心して暮らすことができる「愛顔のあふれる愛媛県」の実現を目指します。

3つのキーワード：

- ☆ 自己実現を尊重する … 全ての人自分らしい生き方のできる地域社会の実現
- ☆ 共同参画を保障する … 全ての人平等に参加できる地域社会の実現
- ☆ 共生社会を目指す … 全ての人安心して暮らすことができる地域社会の実現

総合的な人権施策の推進

人権施策の推進方針

- あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
〔学校、地域社会、家庭、職場（企業）〕
〔県民参加型の効果的な啓発の推進〕
- 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進
〔公務員、教職員、警察職員、消防職員、保健・医療・福祉関係者、マスメディア関係者〕
- 人権擁護体制の充実
〔人権相談の充実・強化〕
〔権利擁護への取組の推進〕

重要課題への対応

- 女性
 - 子ども
 - 高齢者
 - **障がいのある人**
 - 同和問題
 - 外国人
 - エイズ患者・HIV感染者
 - ハンセン病患者・回復者 **及びその家族**
 - 犯罪被害者
 - **性的指向・性自認（SOGI）**
 - インターネットによる人権侵害
 - 北朝鮮による拉致問題
 - 被災者
- （その他の重要課題）
- ・ 刑を終えて出所した人
 - ・ アイヌの人々
 - ・ ホームレス・**生活困窮者**
 - ・ 人身取引 **・ハラスメント（新規追加）**
 - ・ その他（**2項目追加**）
例示：個人情報流出などプライバシーの保護
感染症や難病などの患者の人権問題
旧優生保護法下の強制不妊手術に関する問題
ひきこもりに関する問題

※太字は今回修正部分

推進体制

- 県庁に推進組織を設置し、部局間相互の連携のもと、人権施策を推進
- 愛媛県人権啓発センターの機能強化
- 国及び市町との連携
- NPO、各種団体等との協働